

令和4年第4回江北町議会（定例会）会議録							
招 集 年 月 日	令和4年9月7日						
招 集 場 所	江 北 町 議 場						
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令和4年9月9日 午前9時00分 令和4年9月9日 午前9時52分				議長 西原 好文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠	
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○	
	2	江 頭 義 彦	○	7	池 田 和 幸	○	
	3	金 丸 祐 樹	○	8	吉 岡 隆 幸	○	
	4	井 上 敏 文	○	9	湊 上 正 昭	○	
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○	
会議録署名議員	5 番	坂 井 正 隆	6 番	三 苫 紀 美 子	7 番	池 田 和 幸	
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地域振興課長代理	宮 本 大 樹	○	
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	基盤整備課長	武 富 元	○	
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○	
	総務政策課長	山 中 博 代	○	こども教育課長	坂 元 弘 睦	○	
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	幼児教育センター所長	西 村 真 由 美	○	
	健康福祉課長	一ノ瀬 和 義	○				
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 和 隆					
	書 記	百 武 久 美 子					
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

議 事 日 程 表

▽令和4年9月9日

- 日程第1 報告第5号 令和4年度江北町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 日程第2 議案第24号 江北町印鑑条例及び江北町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第25号 江北町職員の育児休業等に関する条例及び江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第26号 江北町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第27号 令和4年度江北町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第6 議案第28号 令和4年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第29号 令和4年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第30号 令和4年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第31号 令和3年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第32号 令和3年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第33号 令和3年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第34号 令和3年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第35号 令和3年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

午前9時 開議

○西原好文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和4年第4回江北町議会定例会会期3日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は総括審議、委員会付託となっておりますので、逐次議案の審議に入ります。

お諮りいたします。議案第31号から議案第35号までは令和3年度会計の決算の認定であります。つきましては、江北町議会委員会条例第4条の規定に基づき、決算特別委員会を設置し審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、令和3年度会計の決算審査は決算特別委員会を設置し審査することにいたしました。

しばらく休憩いたします。再開9時10分。

午前9時1分 休憩

午前9時10分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、江北町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名をしたいと思っております。

決算特別委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は全議員の10名と決しました。

次に、江北町議会委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、決算特別委員会の委員長及び副委員長が先ほど休憩中に委員会において互選されておりますので、報告いたします。

決算特別委員会委員長に三苦紀美子君、副委員長に池田和幸君、以上のとおり互選されました。

では、議事日程により逐次議案の審議に入ります。

日程第1 報告第5号

○西原好文議長

日程第1. 報告第5号 令和4年度江北町一般会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○西原好文議長

起立全員であります。よって、報告第5号 令和4年度江北町一般会計補正予算（第4号）の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

日程第2 議案第24号

○西原好文議長

日程第2. 議案第24号 江北町印鑑条例及び江北町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第24号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第25号

○西原好文議長

日程第3．議案第25号 江北町職員の育児休業等に関する条例及び江北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第25号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第26号

○西原好文議長

日程第4．議案第26号 江北町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第26号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第27号

○西原好文議長

日程第5．議案第27号 令和4年度江北町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

委員会付託という声もありましたけど、私、産業厚生ですので、総務に所属するんじゃないかということで、ちょっとここで聞きたいと思います。

事業説明の８ページで、社会教育総務費の中にいじめ撲滅プロレスin江北云々とあります。これは江北町青少年育成町民会議において実施するとされております。この分について……

(発言する者あり) 違うんですかね、一般会計補正予算。

○西原好文議長

第５号です。(発言する者あり)

○井上敏文議員(続)

ああ、そうですか。すみません。そしたら、後でまた。(発言する者あり) いいんでしょう。

○西原好文議長

はい。

○井上敏文議員(続)

一般会計補正予算の審議ですよ。

○西原好文議長

はい、そうです。

○井上敏文議員(続)

一般会計補正予算(第４号)はさっき即決をしたということでもありますので、一般会計補正予算(第５号)、議案第27号、私が質問しているところ、間違いないですよ。よろしいですか。

○西原好文議長

もう一回ページ数をお願いいたします。

○井上敏文議員(続)

事業説明８ページです。

○西原好文議長

事業説明の８ページ。はい、どうぞ。すみません。

○井上敏文議員(続)

よろしいですかね。

○西原好文議長

はい。

○井上敏文議員（続）

すみません、ちょっと動揺しました。

青少年育成町民会議においてプロレスを開催して、いじめ撲滅、対策とするとされております。これはプロレスを呼ぶきっかけといたしますかね、動機といたしますかね、経緯といたしますかね、なぜプロレスかなと思ったんですが、その辺の経緯が分かれば説明をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。坂元こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

井上議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、青少年育成町民会議、これについては毎年秋、9月か10月ぐらいに、生涯学習であったり、学校教育関係であったりの講演会を開いておりました。昨年度は視覚障害者の団体であります「みないろ会」のほうに映画の上映を業務委託しているところでございます。今年度については、町制70周年ということもあるのと、やはり学校現場だけではないんですが、8ページにも書いておりますけど、いじめの認知件数というのがだんだん増えてきているということもありまして、県内でもいじめ撲滅のための子供のためのプロレス教室といたしますか、そういうのをやっているというのは私も聞き及んでおりました。

そういった中で、8ページにも書いておりますけど、プロレスラーについては、丸で囲んでおりますけど、「本当に強い人は、いじめなんかしない」と。それと、「何度でも立ち上がる強さを伝えたい」。それと、「痛みがわかる人は、他人の痛みも分かる」ということで、こういったことをプロレスを通じて子供たちに伝えたいということで、江北町もビッキーふれあい祭りで何回かプロレスを呼んで、リングに子供たちに上がってもらって、プロレスラーとの交流といたしますか、そこで実際体験をしていただいて、プロレスラーというのはこんなに強そうだけど、人の痛みが分かる人だよと、こういった気持ちを伝えたいということで、テーマを模索しているときにたまたま総務政策課のほうからちょっとお声がけもあったというのがありますが、そういったことを子供たちに伝えたいということで今回は補正を組ませていただいて、11月か12月に青少年育成町民会議としてプロレスを開催したいということでございます。

以上であります。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

井上議員の御質問は、プロレスといじめ撲滅がどうつながるのかという御質問だったというふうに思います。それと、ビッキーふれあい祭りは関係ないんです。県内に、実は神埼にプロレスの団体がありまして、それこそ、いじめ撲滅であるとか、あとは被災支援活動をプロレスを通じて実施されている団体があります。これまでも県内各地でそうした趣旨での事業といたしまししょうか、イベントを続けてこられております。そうした中で、江北町のほうにも御提案がありましたものですから、私どもとしては、強さとは何かとか、力というのはどういうときに使うべきかとか、強さと優しさというのはやっぱり両立するものだとか、そうしたことが彼らの活動の趣旨だというふうに聞いておるものですから、それであれば青少年育成町民会議の事業としてやるのが適当なのではないかということで、今回提案をさせていただいているということでもあります。

昨年大雨の後では大町でされていましてはすかね、被災支援で町民の皆さんを勇気づけるとのことだったというふうに聞いておりますけれども、いじめ撲滅だと、私が存じ上げているのは神崎市、また、その他の自治体でも実施をされているということでもあります。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

神埼でプロレスの事業をされているというのはテレビでも拝見しました。積極的に動かれて、非常にボランティア精神に燃えてされているなということを感じました。

我が町で、町民会議でプロレスを呼んでいじめ撲滅ということではありますが、今までの町民会議は公民館大ホールでやっておりました。これが今回プロレスを呼んで、どういったスタイルでされるのかですね。どういったスタイルになるのか、リングを設けてやるのかどうかというのが分かればお知らせ願いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。坂元こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

井上議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回は試合のほうを約2試合から3試合、実際に子供たちに見てもらおうと。それと、その試合の前か後かは分からないんですけど、子供たちに実際にリングに上がってもらって、プロレスラーと一緒に体験をしてもらうというようなことを予定しておりますので、会場は未確定となっておりますが、いつもやっている大ホールではなくて、晴れていれば外、天候が悪い場合はネイブルの体育館とか、そういうふうな場所になると思います。

以上であります。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

すみません、先ほどは議案数を間違えまして申し訳ないです。

議案説明の5ページですけど、農業の緊急支援事業に関してですけれども、1つ聞きたいのは肥料価格高騰対策です。今回、うちのほうでも15%という形で町のほうで出すようになっていますが、県の事業内容については、2割低減の取組を行う農業者に対して上昇分の7割を支援するということが書かれていました。今回、対象となる期間が、うちの場合は4月から10月に購入したということですけど、県のほうは来年5月まで、春までになっています。それで、対象者が農業者を組織する団体という形で県は言われていますけれども、うちのほうは農業者の負担をとということでは書いていないので、その違いですね。農業者個人——個々なのか、農業者団体、生産組合、そういう感じのことをちょっと説明書には記載していなかったもので、その説明をお願いしたいと思います。

それともう一点が、支援額ですけれども、武雄市が農業者の負担額の半額、全農業者に対してされるみたいなことが何かホームページに載っているんですけど、うちのほうはあくまでも申請をした方に対してという形になるわけですかね。その辺の説明を2つお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。宮本地域振興課長代理。

○地域振興課長代理（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えします。

今回の肥料価格高騰対策につきましては、国、県、町それぞれ肥料の高騰に対して負担す

るものでございます。

まず、国の事業につきましては、予算確保されているのが本年秋に使用する肥料ということで、令和4年6月から10月に購入した肥料がまず1つと、来年春に使用する肥料ということで、令和4年11月から2月（142ページで訂正）に購入する肥料を国の事業では対象としております。

続いて、県の事業につきましては、令和4年6月から10月の秋に使用する肥料を対象としております。春肥につきましては、県でもまだ予算確保はされていない状態でございます。

続いて、町の事業につきましては、本年6月から10月の秋肥の肥料を対象としております。

それとあと、申請につきましては、基本的には国、県の立てつけと同じように、生産組合単位でグループを組みまして申請をしていただくように考えますけれども、実際の振込につきましては各個人の営農通帳に振り込まれるように手配したいと考えておりますので、その点申し上げたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

分かりました。そしたら、県のほうは9月議会が通っていないので、まだ来年5月までんとは出ないんですかね。県のホームページを見たら5月、春と書いてあったように思ったので、質問をしたんです。

それともう一点、農業団体、生産組合等に、個人じゃなくてということで今話が出ていたんですけれども、うちはあくまでも価格高騰で先を買われた方の申請のみされるのか、それとも統一して、年間の肥料等の数量は出ると思いますので、その申請に応じて出されるのか、そのどっちかなと思ったので、お願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。宮本課長代理。

○地域振興課長代理（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えします。

まず、県の事業につきましては、本年の秋肥の分だけ予算措置をされております。と申しますが、県のほうも財源を新型コロナウイルス感染症対策の交付金を充てておられますの

で、この交付金を年度内に使わなければならないというところで秋肥のみの対応。来年の春肥については未定となっております。

それから、申請方法についてでございますけれども、国の事業で農業者さんが計画書を申請されますので、そのデータを活用して農家さんには15%の支援を町として行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

ちょっと私の聞き方が悪かったか分からないんですけど、申請した方に交付をされるのか、申請者じゃなくても、年間で肥料の購入というのは大体分かると思うので、全農家さんに均等に交付されるのか、それはどちらでしょうかということやったんですけど。

○西原好文議長

答弁を求めます。宮本課長代理。

○地域振興課長代理（宮本大樹）

申請をされた方に支給するというところでございます。添付資料として注文書、領収書が必要となりますので、申請は必ず必要ということでございます。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。9番 淵上君。

○淵上正昭議員

先ほどの宮本代理の答弁の中に、春肥については2月というふうな答弁がありましたけど、5月になっていますよね。11月から5月ということで訂正をされとったほうがいいかなというふうに思いました。

それと、事業説明書の9ページ、確認です。今回、老朽化した公共性を有する看板を改修または撤去ということで予算を組まれております。撤去のほうは4か所ということですが、その看板を全て見たわけではありませんけど、多分基礎の部分は一応コンクリートか何かでされているんだろうとは思いますが。この撤去というのは看板だけを撤去するのか、それとも、その基礎の部分から撤去するのか、それをひとつ確認させてください。

○西原好文議長

答弁を求めます。宮本課長代理。

○地域振興課長代理（宮本大樹）

淵上議員の御指摘ありがとうございました。春肥につきましては今年11月から来年5月ということで訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○西原好文議長

坂元こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

看板の撤去の部分に関してお答えしたいと思います。

撤去は4か所予定をしております。まず、基礎が完全に造られている看板と造られていない看板があると思います。看板部分については全部撤去を行う予定であります。

基礎については、その部分が補助対象かどうかを確認したいと思います。補助対象であれば基礎部分まで含めて撤去をすることにしたいと思いますが、今こちらでは分からないので、少し確認をさせてください。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

じゃ、1つ確認です。この看板を設置しているところは、公共性ですから町の土地という形になりますかね。

○西原好文議長

答弁を求めます。坂元こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

4か所と申しましたけど、まず、江北小学校前の看板が2か所あります。ですから、これは公共的なものでございます。それと、白石高校の杵島キャンパス付近、ミニストップの向かい側の道路のところに看板が鉄骨の部分だけあるということで、ここについても撤去させていただくということ。最後は、上小田の工業団地の表示看板が上小田集会所の上のほうについている部分があります。これについて撤去をするということで、全て公共的なものといえますか、上小田工業団地の表示については少し民間的要素もありますが、ここについて撤去をさせていただきたいと思っております。

以上であります。（発言する者あり）

土地は、先ほど申しました小学校と白石高校杵島キャンパスのところは町有地でございます。上小田工業団地については、縁石といいますか、ブロックの壁面があるんですけど、そのところについている部分ですので、そこについても町有地、道路際ということですので、全て町有地でございます。

以上であります。

○西原好文議長

何か補足でありますか。坂元こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

先ほど1問目の基礎の部分に関しては補助対象外ということで、看板のみの撤去ということになります。

以上であります。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

補助対象外ということでしたので、もし私有地のところをお願いして看板が立てられて、なおかつそこに基礎が打ってあるのであれば、元どおりにして返すのが通常と思いましたが。そういう私有地がなければいいんです。その確認でした。

○西原好文議長

ほかに質疑のある方ございませんか。5番坂井君。

○坂井正隆議員

江北町営農継続緊急支援事業についてちょっとお伺いをいたしますが、この補助金……

○西原好文議長

坂井君、何ページでしょうか。ページ数で。

○坂井正隆議員（続）

5ページですよ。国からと町、あるいは県からの補助というふうな率が決まっておりますが、この件に関しては、この補助になった分については確定申告上どういう取扱いをするのかですね、その辺お伺いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。宮本地域振興課長代理。

○地域振興課長代理（宮本大樹）

坂井議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、補助金についてでございますけれども、確定申告上は雑収入として取り扱っていただきたいと思っております。

それと、この補助金の振込で、確定申告、取り扱う年度が異なると思っておりますけれども、農協さん取引分については来年2月に申請を受け付けて3月に交付される予定でございますので、令和5年度の確定申告の対象となります。ただ、農協以外で、花農家さんとかは今年度内で取組を希望される方もおられると思っておりますので、その場合は令和4年度の収入ということになります。

以上でございます。

○西原好文議長

坂井君。

○坂井正隆議員

要は12月31日までに収入のあった分は前年度の収入として扱うということですね。これは、年を明けて1月1日以降については次年度の確定申告で取り扱う従来の方法と全然変わらないということではないですかね。

○西原好文議長

答弁を求めます。宮本課長代理。

○地域振興課長代理（宮本大樹）

坂井議員の御質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、令和4年度にお金が入ってきたら令和4年度の申告、5年度に入ってきたら5年度の申告ということでよろしいかと思います。

以上でございます。（発言する者あり）

○西原好文議長

答弁を求めます。宮本課長代理。

○地域振興課長代理（宮本大樹）

すみません、先ほど年度と申し上げましたけれども、年中ということで、12月31日で取扱いが異なるということでございます。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

先ほど、スポーツ大会に伴う看板撤去、事業説明9ページで質問がありました。この分の看板の写真ですね、改修せにゃいかん状況、あるいは撤去しなければならない場所と写真があれば写真の提出をお願いできないかと思います。位置図に番号を打って、そして、こういう看板ですよといったことの資料を頂ければと思います。

○西原好文議長

坂元こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

資料については、後ほど提出をさせていただきたいと思います。

以上であります。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第27号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第28号

○西原好文議長

日程第6．議案第28号 令和4年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第

36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第28号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第29号

○西原好文議長

日程第7. 議案第29号 令和4年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第29号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第30号

○西原好文議長

日程第8. 議案第30号 令和4年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第30号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9～第13 議案第31号～議案第35号

○西原好文議長

日程第9. 議案第31号 令和3年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第13. 議案第35号 令和3年度江北町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、先ほど既に決算特別委員会に付託し審議することに決しておりますので、ここでの審議は省略したいと思います。

しばらく休憩いたします。再開9時50分。

午前9時43分 休憩

午前9時50分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会及び決算特別委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。武富局長。

○議会事務局長（武富和隆）

それでは、今期定例会、各常任委員会及び決算特別委員会の付託議件の案について報告いたします。

令和4年9月定例議会委員会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第24号 議案第25号 議案第26号

議案第27号 歳入全部 歳出のうち

款2 総務費のうち総務政策課、町民生活課、こども教育課所管

款3 民生費のうちこども教育課所管

款10 教育費

○産業厚生常任委員会付託分

議案第27号 歳出のうち

款2 総務費のうち地域振興課所管

款3 民生費のうち健康福祉課所管

款4 衛生費 款6 農林水産業費 款8 土木費

議案第28号 議案第29号 議案第30号

○決算特別委員会付託分

議案第31号 議案第32号 議案第33号

議案第34号 議案第35号

以上でございます。

○西原好文議長

以上のとおり各常任委員会及び決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前9時52分 散会